

美里リハビリテーションクリニック居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人黎明会が開設する「美里リハビリテーションクリニック居宅介護支援センター」(以下「支援センター」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 支援センターが居宅介護支援を行う際は、被保険者証により利用者の要介護度及び認定の有効期間を確認し、利用者の同意のもとに適切な介護支援を行う。
- 2 支援センターの介護支援専門員等は要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、居宅介護支援を行う。
- 3 事業の実施に当っては、利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 4 指定居宅介護支援の提供に当っては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 5 事業の運営に当っては、他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等の関係機関との連携に努める。
- 6 支援センターの介護支援専門員その他の従業者は業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持する義務がある。またこの義務は、介護支援専門員その他の従業者が退職等の理由により業務の担当終了後であっても継続するものとする。
- 7 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 8 当支援センターは、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。
- 9 市町村が開催する地域ケア会議より個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には協力する。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う支援センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	美里リハビリテーションクリニック居宅介護支援センター
所在地	熊本県下益城郡美里町洞岳1308

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

1 管理者 1名

管理者は、当該支援センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 介護支援専門員 2名以上 (内1名管理者と兼務)

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当っては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者またはその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。
- (2) 居宅サービス計画の作成に当っては、課題分析票(アセスメントシート)を用いて、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき問題を把握する。
問題の把握に当っては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。
この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- (3) 利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の対象の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- (4) 居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者による会議(以下「サービス担当者会議」という)の開催、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求める。
- (5) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文書により同意を得る。
- (6) 居宅サービス計画作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う。これを通じて、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握し必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。サービス提供事業者に居宅サービス計画を交付した時または必要に応じて個別サービス計画の提出を依頼し、サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認を行う。
- (7) 前途の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後、一ヶ月に1回以上、利用者の居宅を訪問しモニタリングを実施し結果を記録する。
利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、または利用者が介護保険施設への入院もしくは入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。
介護保険施設等から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
- (8) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師(以下「主治の医師等」という)の意見を求める。

医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合は医療サービスを居宅サービス計画に位置づける。

また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置づける際、主治の医師の医学的観点からみた留意事項が示されている場合には、それを尊重する。

- (9) 利用者が提示する被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会の意見、または同法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの種類が記載されている場合は、利用者にその旨（同法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービスの指定については、変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成する。
- (10) 居宅サービスの計画の作成または変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるようにする。
- 居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付の対象となるサービス以外にも、保健医療サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も勘案して、居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。
- (11) 指定居宅支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対して、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。
- (12) 介護支援専門員は、身分を証する携帯用修了証明書携行し、訪問時又は利用者（家族）から求められたときは、これを提示する。
- (13) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護保険法第18条に規定する運営規定の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- (14) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

（営業日及び営業時間）

第5条 支援センター営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。（祝、祭日は除く）
但し、12月29日から1月3日まで（6日間）及び夏期休業日8月14日、15日を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 4 介護支援専門員の業務上必要な居宅訪問は原則として支援センター営業時間内に行う。

（指定居宅介護支援の提供方法及び内容）

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 1 利用者から受ける相談は、原則的支援センター内で行う。
- 2 サービス担当者会議は各関連福祉・医療サービス事業者の所在地及び当支援センターから遠隔地でのサービス提供の場合等を考慮し、適宜開始場所を指定し利用者及び関係サービス機

関の便宜を図る。

- 3 介護支援専門員は、課題分析からサービス提供・継続管理の業務において、月に1度以上必要十分な居宅訪問の頻度を確保する。

(指定居宅介護支援の利用料その他の費用の額等)

第7条

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣定める基準（介護報酬告示上の額）によるものとし、法定代理受領サービスである時は無料とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 常の実施地域を越えて1Kmにつき片道10円
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

- ① 熊 本 県
- ② 宮 崎 県

(法定代理受領サービスに係る報告)

第9条

- 1 市町村もしくは国民健康保険連合会（以下、国保連とする）に対して、居宅サービス計画に位置づけられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスに該当するものに関する情報を記載した文書を毎月提出する。
- 2 市町村もしくは国保連に対して、居宅サービス計画に位置づけられている、基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス、または特例居宅支援サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を提出する。

(利用者に関する市町村への通知)

第10条

- 1 利用者が以下に定めるいずれかに該当する場合は、市町村に対して通知する。
 - (1) 正当な理由なく、介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことなどにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第 1 1 条

- 1 利用者に対して、適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、介護支援専門員等の勤務体制を定める。
- 2 介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり定める。
採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
継続研修 年間 2 回

(従業者の健康管理)

第 1 2 条

- 1 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(掲示)

第 1 3 条

- 1 支援センターの見やすい場所に、運営規定の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(居宅サービス提供事業者等からの利益収受の禁止)

第 1 4 条

- 1 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用する旨の指示は行わない。
- 2 居宅サービス計画の作成または変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によりサービスを利用させることの対償として、その事業者から金品その他の財産上の利益を収受することはしない。

(苦情処理)

第 1 5 条

- 1 提供した指定居宅介護支援、または自ら作成した居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情においては迅速かつ適切に対応する。
- 2 自ら提供した指定居宅介護支援に関して、介護保険法第 2 3 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出や掲示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 3 自らが居宅サービス計画位置づけた指定居宅サービスに対する苦情を、利用者が国保連に申し立てる場合、必要な援助を行う。

- 4 指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して、国保連が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定居宅介護支援に関して国保連から同号の指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第16条

- 1 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第17条

- 1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

第18条

この規程に関する事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人黎明会と支援センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止)

第19条

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講ずる。

- 1 研修等を通じて、人権意識の向上や、対人援助に関する知識・技術の向上に努める。
- 2 利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努める。
- 3 利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為(疑い含む)や、その恐れのある状態を知った場合には関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講ずる。

附則

この規程は、2024年 7月 1日より施行する。